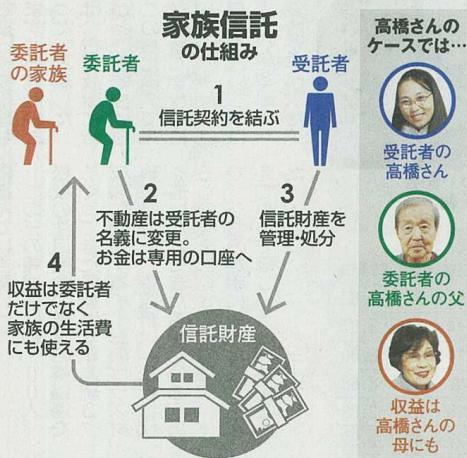


認知症に備え 財産を「家族信託」



川崎市の高橋千賀子さん(50)は、家族信託で介護費の不安を解消させた1人だ。

2年前、近くのマンションに住んでいた両親が、相次いで介護施設に入所することになった。軽度の認知症と診断されていた父の吉野朗さん(84)は特別養護老人ホームに、母の和子さん(86)は要介護度が低いため特養には入れ作る。類など財産を持つ

はどうなっているのか。

まず、司法書士や弁護士、行政書士などの専門家に相談し、信託の設計や見積もりを作成。例えば、協会のホームページ(<http://kazokuu.org/>)で、最寄りの専門家を調べられる。

家族で話し合い納得できたら、信託契約を交わし契約書を作成する。

抄本「六事経」に記載する
2015年は31件 16年は1
39件で、昨年は1~4月だ
けで127件に上っていると
いう。

介護費捻出が可能に

「家族信託」とは、貯蓄管理の方法の一つ。信頼できる家族に、財産を管理したり処分したりする権限を託す契約だ。一般社団法人「家族信託普及協会」によると、会員がただ、有料老人ホームは型用料が割高なので、お金の不安が出てきた。そこで、マンションを売って、母の介護費

力衰えると困難

わらにもすがる思いで「家族信託」のセミナーに参加。一家族で家族のために財産を守る方法と聞き、これだと思つた。お母さんは守られるのはお父さんしかいない。2人の生活を助けていた。父にそう伝え、家族信託の契約を交わした。マンションは売却できた。高橋さんは、「認知症の症状が進む間にあった。介護の悩みが一つ減った」と話す。契約に携わった家族信託普及協会員の横手彰太さん(46歳)は、「医疾書は、恩田正

託^{おき}口^{ぐち}座^ざを金融機関で作り、管理する。不動産は、名義変更手続きをする。
資産を管理・処分する人を「受託者」と呼ぶ。受託者は仕事を任せられるが、その財産を取得するわけではない。依頼した人の財産の権利はそのまままで、名義は移る。前述の高橋さんのケースで言えば、不動産の名義は高橋さんになつたが、不動産自体や売却して代金が高橋さんのものにはならない。受託者になつたというだけで、相続時に直接的な恩恵は受けない。契約行為なので理論上は遠縁や友人で

よま 名義を変更

も受託者になれるが、近親者がなるケースが大半という。

民族信託

- 家族全体の希望を反映した財産管理ができる
 - ◆ 認知症になるなどして判断能力が衰えると、契約できず
 - ◆ 信頼して託せる相手がない場合は、適さない

三

- 本人だけで「誰に財産を残すか」を決められる
 - ◆判断能力が衰えると、作れない
 - ◆亡くなるまで効力が発生しないので、生前の財産管理はできない

成年後見

- 判断能力が衰えた後でも始められる
 - ◆本人の財産を守る・維持することが原則。家族のために使いづらくなることがある
 - ◆専門家が後見人になると月2万→6万円ほどの報酬が支払われる

協会員で司法書士の西本也さん(35)は、「老後を、親の希望に近い形で過ごしたい」というために手伝いたいと云ってみては。専門家の話を試してみるに一緒に聞こうと誘つてみると「も一策」と話す。第三者が入る方が、親子のコミュニケーションが進むことがあるという。

朝日新聞社に無断で転載することを禁じます
承諾番号：18-0397

2018/1/24
朝日新聞大阪本社版 18面